

政治資金規正法の一部を改正する法律案 要綱

第1 国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧

- 1 総務大臣は、全ての国会議員関係政治団体について、総務省令で定めるところにより、第2の1により公表された収支報告書をインターネットを利用する方法により衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者ごとに一元的に閲覧することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。 (第19条の15の2第1項関係)
- 2 都道府県の選挙管理委員会は、国会議員関係政治団体について、第2の1により収支報告書を公表したときは、直ちに、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、上記1の措置を講ずるために必要な事項として総務省令で定める事項を通知しなければならないこと。 (第19条の15の2第2項関係)

第2 収支報告書のインターネットの利用による公表

- 1 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこと。 (第20条第1項関係)
- 2 1に伴い、収支報告書の要旨の官報又は都道府県の公報による公表に係る規定を削るものとする。 (旧第20条第1項及び第2項関係)
- 3 1の場合において、収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村（特別区を含む。第3の2の(2)において同じ。）の名称に係る部分に限って行うものとする。 (第20条第2項関係)
- 4 1による公表は、収支報告書を公表した日から同日以後3年を経過する日の属する年の11月30日までの間、継続して行うものとする。 (第20条第3項関係)

第3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、令和5年1月1日から施行すること。（附則第1条関係）

2 経過措置

- (1) 第2は、この法律の施行の日以後に提出すべき期間が開始する収支報告書について適用し、この法律の施行の前日に提出すべき期間が開始した収支報告書については、なお従前の例によること。

（附則第2条第1項関係）

- (2) この法律の施行の際現にインターネットの利用その他の適切な方法により公表されている収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分については、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、この法律の施行後速やかに、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分に限って公表するための措置を講じなければならないこと。

（附則第2条第2項関係）

3 検討

国会議員関係政治団体の範囲については、改正後の政治資金規正法の施行の状況等を勘案し、その拡大について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 （附則第8条関係）

4 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条及び第十九条の三第二項中「の要旨」を削り、「三年を経過する日」を「同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日」に改める。

第十九条の十中「第十九条の十五」を「第十九条の十五の二」に改める。

第十九条の十五の次に次の一条を加える。

（国会議員関係政治団体の報告書の一元的な閲覧）

第十九条の十五の二 総務大臣は、全ての国会議員関係政治団体について、総務省令で定めるところにより、

第二十条第一項の規定により公表された同項の報告書をインターネットを利用する方法により衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者ごとに一元的に閲覧することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県の選挙管理委員会は、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により同項の報告書を公表したときは、直ちに、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前項の措置を講ずる

ために必要な事項として総務省令で定める事項を通知しなければならない。

第十九条の十六第一項中「の要旨」を削り、「三年間」を「同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日までの間」に改める。

第二十条の見出し中「の要旨」を削り、同条第一項中「総務省令の定めるところにより、その要旨を」を「当該報告書をインターネットを利用する方法により」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の場合において、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された個人寄附者等（寄附若しくは寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払若しくは対価の支払のあつせんをした者であつて、個人であるものをいう。）の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村（特別区を含む。第二十一条第四項において同じ。）の名称に係る部分に限つて行うものとする。

3 第一項の規定による公表は、同項の規定により報告書を公表した日から同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日までの間、継続して行うものとする。

第二十条第四項を削る。

第二十条の二第一項中「の要旨」を削り、「三年を経過する日」を「同日以後三年を経過する日の属する

年の十一月三十日」に改め、同条第二項中「の要旨」を削り、「三年間」を「同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日までの間」に、「当該」を「第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による」に改める。

第二十条の三第一項中「の要旨」を削り、「当該要旨」を「当該報告書」に改め、同条第二項中「要旨」を「報告書」に改める。

第二十一条第四項中「（特別区を含む。）」を削る。

第三十三条の二第一項第一号中「第十九条の二」の下に、「第十九条の十五の二第二項」を加え、「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年一月一日から施行する。

（収支報告書の公表に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第二十条の規定は、この法律の

施行の日（以下この項及び第三項において「施行日」という。）以後に提出すべき期間が開始する新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書（以下「新法適用報告書」という。）について適用し、施行日前に提出すべき期間が開始したこの法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書（以下「旧法適用報告書」という。）については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十条第四項の規定によりインターネットの利用その他の適切な方法により公表されている旧法適用報告書に記載された新法第二十条第二項に規定する個人寄附者等（次項において単に「個人寄附者等」という。）の住所に係る部分については、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、この法律の施行後速やかに、都道府県、郡及び市町村（特別区を含む。）の名称に係る部分に限って公表するための措置を講じなければならない。

3 施行日以後に第一項の規定によりなお従前の例によりインターネットの利用その他の適切な方法により

旧法適用報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分を公表するときは、新法第二十条第二項の規定の例により行う。

4 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（会計帳簿等の保存に関する経過措置）

第三条 新法第十六条の規定は、新法適用報告書に係る同条第一項の会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書並びに同条第二項の文書について適用し、旧法適用報告書に係る旧法第十六条第一項の会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書並びに同条第二項の文書については、なお従前の例による。

（資金管理団体に対する寄附に係る通知に関する経過措置）

第四条 新法第十九条の三第二項の規定は、新法適用報告書に係る同項の文書について適用し、旧法適用報告書に係る旧法第十九条の三第二項の文書については、なお従前の例による。

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する経過措置）

第五条 新法第十九条の十六第一項の規定は、新法適用報告書に係る同項の少額領収書等の写しについて適

用し、旧法適用報告書に係る旧法第十九条の十六第一項の少額領収書等の写しについては、なお従前の例による。

(収支報告書等の保存及び閲覧等に関する経過措置)

第六条 新法第二十条の二第一項及び第二項の規定は、新法適用報告書、当該新法適用報告書に係る新法第十二条第二項（新法第十七条第四項において準用する場合を含む。）及び新法第十四条第一項（新法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面並びに当該新法適用報告書に係る新法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書について適用し、旧法適用報告書、当該旧法適用報告書に係る旧法第十二条第二項（旧法第十七条第四項において準用する場合を含む。）及び旧法第十四条第一項（旧法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面並びに当該旧法適用報告書に係る旧法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 新法第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体の範囲については、新法の施行の状況等を勘案し、その拡大について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の項中「第十九条の二」の下に「、第十九条の十五の二第二項」を加え、「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条第一項」に改め、同表に次のように加える。

政治資金規正法の一部を改正する法律 (令和四年法律第 号)	附則第二条第二項の規定により都道府県が処理することと されている事務
----------------------------------	---------------------------------------

理由

政治団体に係る政治資金の収支報告の透明性の向上のため、国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずることとともに、個人情報の保護を図りつつ、収支報告書のインターネットを利用する方法による公表を義務付ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会計帳簿等の保存）</p> <p>第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書が公表された日から同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日まで保存しなければならない。</p> <p>2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書が公表された日から同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日まで保存しなければならない。</p> <p>第十九条の三（略）</p> <p>2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当</p>	<p>（会計帳簿等の保存）</p> <p>第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>第十九条の三（略）</p> <p>2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当</p>

該通知に係る同項に規定する報告書が公表された日から同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日まで保存しなければならない。

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 国会議員関係政治団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五の二までにおいて同じ。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、第十二条第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、「四月以内」とあるのは「六月以内」と、同項第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」と、「五万円以上の」とあるのは「一万円を超える」と、第十七条第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。

(国会議員関係政治団体の報告書の二元的な閲覧)

該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 国会議員関係政治団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五までにおいて同じ。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、第十二条第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、「四月以内」とあるのは「六月以内」と、同項第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」と、「五万円以上の」とあるのは「一万円を超える」と、第十七条第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。

第十九条の十五の二 総務大臣は、全ての国会議員関係政治団体について、総務省令で定めるところにより、第二十条第一項の規定により公表された同項の報告書をインターネットを利用する方法により衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者ごとに一元的に閲覧することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

2| 都道府県の選挙管理委員会は、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により同項の報告書を公表したときは、直ちに、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前項の措置を講ずるために必要な事項として総務省令で定める事項を通知しなければならない。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)
第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書が公表された日から同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日までの間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出（人件費以外の経費の支出に限る。）のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し（以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求すること

(新設)

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)
第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出（人件費以外の経費の支出に限る。）のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し（以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない

ができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

2 22 (略)

(収支報告書の公表)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該報告書をインターネットを利用する方法により公表しなければならない。この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の十一月三十日までに公表するものとする。

2 | 前項の場合において、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された個人寄附者等（寄附若しくは寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払若しくは対価の支払のあつせんをした者であつて、個人であるものをいう。）の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村（特別区を含む。第二十一条第四項において同じ。）の名称に係る部分に限つて行うものとする。

3 | 第一項の規定による公表は、同項の規定により報告書を公表した日から同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日まで

間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

2 22 (略)

(収支報告書の要旨の公表)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の十一月三十日までに公表するものとする。

2 | 前項の規定による公表は、総務大臣にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、これを行う。

3 | 都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定により同項の報告書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを総務大臣に送付し

での間、継続して行うものとする。

(削る)

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第二十条の二 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書、第十二条第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。第三十二条第三号において同じ。）及び第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による書面並びに第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書を公表した日から同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日まで保存しなければならない。

2 何人も、前条第一項の規定により報告書が公表された日から同日以後三年を経過する日の属する年の十一月三十日までの間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府

なければならない。

4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定にかかわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項の報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第二十条の二 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書、第十二条第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。第三十二条第三号において同じ。）及び第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による書面並びに第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨を公表した日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管

県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、第十四条第一項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 (略)

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下この条において「収支報告書等」という。）で第二十条第一項の規定により当該報告書が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該報告書が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条第一項の規定により報告書が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定

理委員会の定めるところにより、当該報告書、第十四条第一項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 (略)

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下この条において「収支報告書等」という。）で第二十条第一項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定に

により報告書が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3 (略)

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれの政治団体とみなす。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、

第六条の三、第七条第一項、第七条の二第二項及び第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一

より要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3 (略)

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれの政治団体とみなす。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、

第六条の三、第七条第一項、第七条の二第二項及び第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一

項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十五の二第二項、第十九条の十六、第二十条第一項、第二十条の二、第二十二條の六第五項（第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三（略）

2
（略）

項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二條の六第五項（第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三（略）

2
（略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律</p>
<p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）</p> <p>一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十五の二第二項、第十九条の十六、<u>第二十条第一項、第二十条の二、第二十条の六第五項</u>（第二十条の</p>	<p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）</p> <p>一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、<u>第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十条の六第五項</u>（第二十条の六の二第五項にお</p>		

<p>政治資金規正法の一部を改正する法律（令和四年法律第号）</p>	<p>（略）</p>	
<p>附則第二条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>（略）</p>	<p>六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務 ロ・ハ（略） 二（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>いて準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務 ロ・ハ（略） 二（略）</p>